

令和 8 年度短期大学認証評価 ALO 対象説明会 事前質問への回答

Q.1	本学は「教育サポートスタッフ」として学生を委嘱しています。業務内容は「実験・実習の際の教員の補助」、「1 年生への学習支援」等です。この場合、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」テーマ A「人的資源」の区分「Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している」が設定する「点検・評価の観点：(6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している」の「指導補助者」に該当しますか。
A.1	「指導補助者」は、短期大学設置基準第 20 条の 2 第 3 項に「(各授業科目を補助させることができる) 当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の短期大学が定める者」と定められていますが、その具体的な役割や配置等は、各短期大学が判断することとなっており、本協会として「指導補助者」の定義を示すことはありません。 「指導補助者」については、文部科学省「令和 4 年度大学設置基準等の改正に係る Q&A」の Q36～Q40 に示されている「指導補助者」の趣旨等を参考に、貴学の考える「指導補助者」の役割や配置等を明確に定め、運用していただければと考えます。
Q.2	「基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス」テーマ A「理事会運営」の提出資料に「規程集」とありますが、規程集に挙げる規程関係は本学が必要と判断した規程等（内規等も含めて）を示すことでよいでしょうか。また、大学・短期大学基準協会が提出資料として指定する規程はありますか。
A.2	基準Ⅳ-A の提出資料「規程集」については、令和 8 年度用「短期大学認証評価 評価校マニュアル」掲載の規定例（p.22）を参照の上、「規程集一覧」として作成の上、PDF で提出してください。（法令や寄附行為で作成を義務付けているものは必須です。） また、基準Ⅳ-A の提出資料「規程集」とは別に、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」テーマ A「教育課程」の備付資料に設けられた「学則において別に定めるとしている内規類一覧」は、学則の条項を根拠に「別に定める」としている内規類を指します。これらの内規類については「一覧表」を作成の上、訪問調査時に備付資料として準備してください。（なお、手数料等に関する内規類は不要です。）
Q.3	示すべき根拠資料が、例えば本学ウェブサイト内でそれぞれ異なるページにリンクが貼られている場合、根拠資料の番号は別々にすべきでしょうか。それとも「ウェブサイト」というくくりで、同一番号でよいでしょうか。
A.3	令和 8 年度用「短期大学認証評価 評価校マニュアル」掲載の＜提出資料一覧（様式 9）作成例＞（p.24）に示したとおり、ウェブサイト上の根拠資料については「本学ウェブサイト」としてまとめて 1 つの番号とせず、根拠資料が掲載されている当該ページごとに番号を振り、そのページを直接開くことができる URL を記載してください。また、ページのタイトルがあれば併記してください。

以上